

3 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者の所在の把握と適切な情報管理

要配慮者のうち、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成し、平常時から所在の把握や情報の共有化を図る。

名簿は、法第49条の11第2項及び第3項の規定に基づき、以下のとおり2種類作成する。

・全対象者名簿（避難行動要支援者の範囲の者全員の名簿 法49条の11第3項）

災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者全員を掲載し、災害発生等には、本人同意の有無に関わらず、自主防災組織・警察等支援機関へ提供する名簿

・同意者名簿（全対象者名簿掲載者のうち、個人情報の外部提供に同意を得た名簿法49条の11第2項）

災害発生に備え平常時から支援機関等へ提供するもので、災害の発生に備え個人情報の外部提供に対し、本人の同意を取得した避難行動要支援者のみ掲載した名簿。

(2) 全対象者名簿の作成

A 対象者の範囲

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合の避難能力となる情報取得能力、判断能力、避難の際の身体能力等を考慮して、生活の基盤が町内の自宅にあり、以下の要件に該当する人とする。（施設入所者を除く）

- ①要介護認定~~1~~3以上
- ②75歳以上の高齢者のうち独居または高齢者のみの世帯
- ③身体障害者手帳所持者 ただし内部障がい者は1~~、~~2級のみ
- ④精神障害者保健福祉手帳1~~、~~2級所持者
- ⑤療育手帳A判定所持者
- ⑥指定難病及び小児慢性特定~~難病疾病~~の患者のうち、登録に同意した者
- ⑦上記以外で、自主防災組織及び自治区が避難支援を必要と認めた者

B 名簿作成に必要な個人情報の入手方法

名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する人を把握するため、庁内の関係部署及び福岡県介護保険広域連合で把握している情報を集約する。

- ① 福岡県介護保険広域連合 介護保険認定者情報（法第49条の10第4項）
- ② 住民課 住民基本台帳（住民基本台帳法第1条）
- ③④⑤ 福祉課 障がい者台帳（法第49条の10第3項・第4項）
- ⑥ 指定難病及び小児慢性特定~~難病疾病~~の患者のうち、登録に同意した者
- ⑦ 本人（法第49条の10）